

告 示

埼玉県告示第千百十六号

川越市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

川 越 市	平成二十八年度地籍図十六枚 南古谷第二地区 平成三十年十月十七日	調査を行った成果の調査を行った認め	調査を行った成果の調査を行った認め
調査を行った者の名称	平成二十九年度地籍簿一冊 （大字南田島の 一部）	地名	称地
調査を行った時期		区	年
		月	日